



山本 亮介 議員

Q・障害児施策を充実せよ

A・職員や事業所の充実の予定はない



Q

発達検査ができればきめ細やかな支援ができると思うが、その考えはあるか。

A 生活福祉部長

年2回保健センターで要観察となった乳幼児で希望者に対し、母子通園施設でや小中学校でも必要な都度配置し、相談を受け付けているため、職員を増やしていく考えはない。

Q

今後、障害者全体の相談支援事業を町内でやっていく必要があるのではないか。

A 生活福祉部長

相談支援事業所は開設の予定はない。

Q

放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所など療育の場を増やしていくべきではないか。

A 生活福祉部長

身近な場所で療育の場を増やしていくことは当然必要と考えているが、民間事業所の開設は、運営面を考慮して事業所で検討されるものである。

Q

母子通園施設に、社会福祉士や心理士などの専門職を置く重要性についてどのように認識しているか。

A 生活福祉部長

社会福祉士や臨床心理士の役割は大きく、障がいを持つ子どもや保護者には欠かすことのできないものと認識している。本町では、母子通園施設に月2回、臨床心理士による相談日を設けている。

「青い鳥」や「福祉の杜」などの関係機関との療育支援の体制をとっていることから、社会福祉士や臨床心理士の常駐は考えていない。



母子通園施設ひまわり園